

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	四ツ峰トンネル補修検討業務
発 注 課	建) 土木部工事課
選 定 事 業 者	株式会社シビテック
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>現在施行中の道道小樽定山溪線の四ツ峰トンネルほか1トンネル補修工事について、「三者検討会に関する平成18年度からの本実施」（平成18年5月9日方針決定）に基づき、平成29年度に同工事の実施設計を受託した上記業者が、三者検討会を実施しながら、今年度発注の施工条件等検討業務を進めている。</p> <p>内巻補強工の施工において、トンネル断面の詳細計測を行った結果、施工管理上必要となる寸法に余裕が無く、問題があることが判明した。三者検討会による検討及び関係機関との協議を行った結果、既設道路の横断・平面形状の変更が必要となり、このことについて詳細検討が必要となった。</p> <p>また、内巻補強工の製品製作を行うにあたって、工事期間が限られていることから、早急な対応が必要である。</p> <p>以上のことから、実施設計及び今年度実施している施工条件等検討業務も受託している上記業者を契約の相手方として選定し、検討期間の短縮を図ることといたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和元年11月6日